

草津市公金の管理運用方針

草津市の公金は、公共の福祉の増進を図るための市民の共有財産であることから、地方自治法第235条の4第1項および第241条第2項、地方財政法第4条の3ならびに地方公営企業法施行令第22条の6第1項の定めるところにより、次の方針に基づき、確実な方法により管理するものとし、地域経済への影響に配慮し、金融状況に対応しながら、安全性を重視して運用を行う。

相殺が可能な範囲内で、基金、歳計現金、上下水道事業の現金の順に定期預金とする。ただし、上下水道事業に係る相殺枠については、上下水道事業を優先する。

- 1 歳計現金（歳入歳出外現金を含む。）については、支払いに充てる資金であることから、原則として決済用預金とする。ただし、資金計画に基づき、余裕資金は、借入金（縁故債および土地開発公社借入金、一時借入金を含む。以下同じ。）との相殺が可能な範囲内かつ預金利息が振込手数料を超える場合に、原則市内に本支店を有する確実な金融機関への定期預金等（定期預金、普通預金、通知預金、譲渡性預金等の元本割れしない預金をいう。以下同じ。）に預け入れる。

ただし、借入金との相殺枠の範囲内であっても金融機関において預金ができない余裕資金または相殺枠を超えて預金することができる余裕資金がある場合において、安全性を確認したうえで、預金することが可能な金融機関の6月以内の定期預金等に預け入れ、または決済用預金に据え置くことができる。

- 2 基金については、資金計画に基づき、中長期間の運用が可能な資金は、会計処理が可能な中期（原則として金利変動リスクの少ない5年以内）の債券（元本が保証される国債、政府保証債および地方債に限る。以下同じ。）を購入し、または借入金との相殺が可能な範囲内かつ預金利息が振込手数料を超える場合に、原則市内に本支店を有する確実な金融機関への定期預金等に預け入れる。

ただし、借入金との相殺枠の範囲内であっても金融機関において預金ができない基金がある場合または相殺枠を超えて基金がある場合においては、安全性を確認したうえで、預金することが可能な金融機関の6月以内の定期預金等に、または歳計現金に充てる繰替運用の資金とは別に普通預金（無利息型）に預け入れることができる。

- 3 上下水道事業の現金については、支払いに充てる資金は、決済用預金とし、資金計画に基づく余裕資金については、上下水道事業に係る縁故債の範囲、または、上記1、2において借入金との相殺をしたのち、なお余裕ができた場合は、その範囲内で、安全性を確認したうえで、預金すること

が可能な金融機関への定期預金等に預け入れ、または決済用預金に据え置くことができるほか、金利変動リスクの少ない中期、短期の債権を購入することができる。

- 4 制度融資に伴う預託金については、金融機関への利子補給制度への変更または決済用預金での預託とする。
- 5 金融機関の経営状況の把握に努め、自己資本比率、不良債権、預金量等の財務指標、格付け、株価等の状況から、金融機関に破綻の恐れが生じたと認められる場合は、段階的に、金融機関へのヒアリング、定期預金預託期間の短縮、預金の引き上げ、金融機関の指定（指定、指定代理、収納代理、出納取扱、収納取扱）の取消し等の措置を、情報管理に配慮しながら行う。
- 6 金融機関が破綻した場合は、預金と借入金との相殺の手続き（相殺の通知、予算措置、新規の借入れ等）を行う。

令和３年３月２４日から運用する。